

# 拡大写本の今後を探る 著作権の正しい理解について

平成 25 年 1 月 23 日

(株) マコル 代表コンサルタント  
笹本 雄司郎

## 笹本 雄司郎(ささもと ゆうじろう)

株式会社マコル 取締役 代表コンサルタント

URL <http://www.makoru.co.jp> e-mail [info@makoru.co.jp](mailto:info@makoru.co.jp)

内部統制システム構築支援・検証機構 事務局長

日本CSR普及協会 理事・運営委員 <http://www.jcsr.jp/>

青山学院大学大学院法学研究科兼任講師、実践女子大学人間社会学部非常勤講師

大東建託株式会社 社外取締役

### 【主な著書等】

おやじの小言～仕事や職場での心構え(マコル)

こんぷら社長が語る これならわかる！コンプライアンス (第一法規)

CSRの心 (第一法規)

会社員のためのコンプライアンス入門 (第一法規)

会社員のための労務コンプライアンス 管理職・マネージャー向け(第一法規)

会社員のためのミニドラマで学ぶコンプライアンス (第一法規)

会社員のためのミニドラマで学ぶリスク管理 (第一法規)

コンプライアンス推進のためのコミュニケーション・トレーニング(第一法規)

経営法友会ビジネス選書 知的財産法務ガイドブック(商事法務研究会)

会社を強くする倫理・コンプライアンス実践講座テキスト 編集協力・執筆(きんざい)

# 法律の狙いと達成手段

## 法律の狙い

価値ある文化資産(コンテンツ)を社会全体で増やすために創作者(クリエイター)に「特典」を与えて創作を動機付ける

勝手に使われて  
一銭の得にもならな  
いよ～ もうやめた



## 達成手段

動機付けの「特典」として、そのコンテンツの「利用」から得られる利益(許諾・対価)の独占を創作者に認める

収入や評価にもつな  
がって嬉しいなあ～  
もっと頑張ろう！



# ルールの原則と例外

## 原則【創作者による独占】

他人が利用するには創作者(著作権者)の了解が必要

- ✓ OKか駄目か、本人に聞いてみなければわからない
- ✓ 本人の了解があれば、その範囲でどんな利用も問題なし

\* 法律違反といっても「私権」の侵害なので、創作者(著作権者)の意思表示がないのに刑罰や賠償責任を負うことはない

## 例外【権利制限規定】

法律に明記された目的・態様であれば創作者の了解なく利用可能

- ① 個人的範囲での利用
- ② 文化・教育・福祉目的での利用
- ③ 国民の知る権利に資する利用
- ④ 技術的理由で不可避な利用

\* 拡大解釈や類推解釈は不可

\* 目的外使用禁止、出所明示、補償金などの付随義務あり

# 利用側の考え方とリスク

## 考え方1

安全・確実を優先して創作者の了解を得よう、どうしても了解が得られなければ無理はしない

### リスク

了解が得られなければ製作を断念せざるを得ない



## 考え方2

この程度なら本人も文句を言わないのではないかと、言われたら謝って了解を取り直せばよい

### リスク

相手から回収や損害賠償を求められる可能性がある



## 考え方3

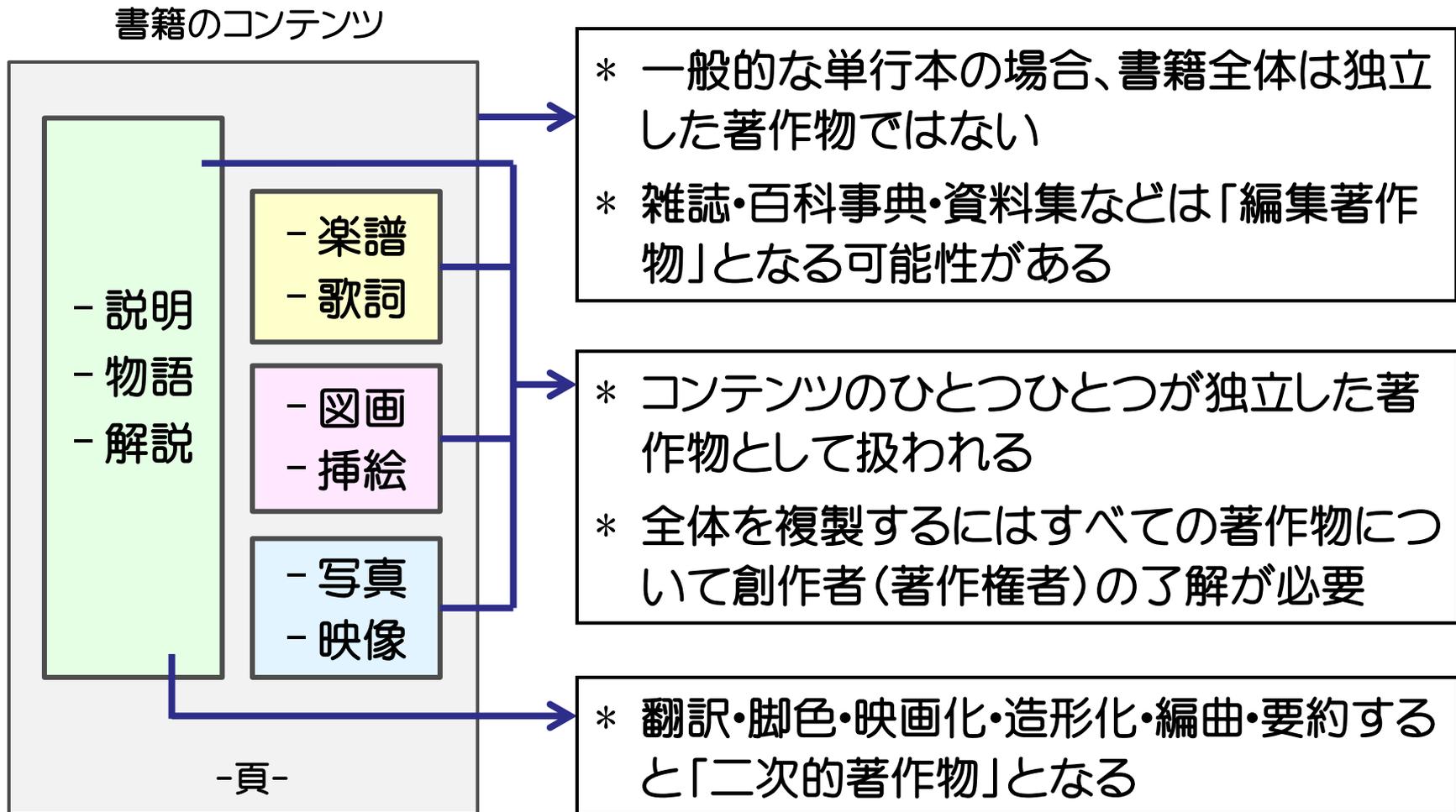
権利の濫用だ、なにかあれば権利の侵害にあたらぬことを法的に主張して争う

### リスク

主張次第では周囲からの信頼や協力を失いかねない



# 書籍における著作物の意味



## 書籍・出版物の著作権者

【原則】 ひとつひとつのコンテンツ(文章・絵・写真・グラフ)の創作者が著作権をもっている



多くの場合、発行者(出版社)は創作者や権利処理代行機関と利用許諾の契約をむすび、一定の使用条件で対価を支払って書籍や出版物に掲載・発行している。したがって、発行者に利用許諾を求めても回答できないケースが多い。

- 【例外】
1. 発行者が創作者に「書き下ろし」を依頼し、かつ創作者から著作権を取得しているケース
  2. 発行者が創作者から、著作物の利用を第三者に許諾する代理・代行権限を与えられているケース

# 著作権の内容



- ☆ 著作権は、他者による「利用」をコントロールできる創作者の権利
- ☆ 著作権が及ぶ「利用」は著作権法で限定される(創作者の著作権が適用されない利用は原則自由と解釈してよい)

- ① 無断で「公表」されない権利
- ② 無断で「氏名表示」を変えられない権利
- ③ 無断で「改変(同一性侵害)」されない権利
- ④ 無断で「コピー」されない権利
- ⑤ 無断で公衆に「伝達」されない権利
- ⑥ 無断で二次的著作物を利用されない権利

# 拡大写本の製作に伴う利用行為

---

1. 著作物の原本を別の媒体に謄写する ⇒ 「複製」
  - ✓ 手書き(手写し)
  - ✓ スキャニング、PCへの記録、PCでの再現、記憶メディアへの書込
  - ✓ コピー機による複製、プリント出力
  
2. 著作物に変更を加える ⇒ 「改変」
  - ✓ レイアウト・サイズの変更
  - ✓ 色・書体・線幅の変更
  - ✓ 白黒反転、てかり防止
  - ✓ 内容の一部省略(単純化)

## 創作者(著作権者)への配慮

### ボランティアの気持

- ☆ 我々はいいことをしているのだ
- ☆ 創作者(著作権者)や発行者も協力してあたりまえだ



### 創作者(著作権者)の気持

- ☆ 著作物は自分の生活の糧
- ☆ 個人や会社の負担には限界がある
- ☆ 公益の確保は税金で賄うのが筋



✓ 文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する(著作権法第1条)

## 利用制限の回避 「個人的・家庭内使用」

著作権法第30条の「私的使用のための複製」に該当する利用は、著作権者の了解なく行える

### 【条件】

1. 個人的・家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること
2. 使用する本人がコピーすること
3. 誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと(当分の間、コンビニのコピー機など文献複写のみに用いるものは除く)
4. コピー制限機能を解除してコピーするものではないこと

- ✓ 弱視の子供もしくは同居の親が手書きもしくは自宅内の機械器具を使って学習目的で拡大写本を作る場合はこれに該当する
- ✓ ボランティアが拡大写本を作る場合は該当しない(詳細は次頁参照)
- ✓ 作り方を指導して親が作るならば該当するが、共同作業は該当しない

## 【補足】個人的・家庭内使用の限界

創作者(著作権者)の経済的利益に影響を及ぼすような利用には、著作権法第30条の権利制限(個人的・家庭内使用)は適用できない

### 《適用できる場合》

- ☆ 会社の役職者が秘書にコピーをとらせる場合のように、「使用者の手足」としてその支配下にある者に単純な複製作業を行わせる

### 《適用できない場合》

- ☆ コピー作業や自炊作業の代行など「私的複製」を大量に行うシステムを構築して、そのサービスをユーザに提供する

✓ ①依頼者から独立した作業である、②ボランティア団体の固有ノウハウである、③受託側で確保した設備を使う、といった要素から総合的に判断すると、「複製主体は利用者本人、ボランティア団体は本人の手足」という説明で第30条を適用を主張するのは難しい

## 利用制限の回避 「授業過程の使用」

著作権法第35条1項の「授業の過程に使用するための複製」に該当する利用は、著作権者の了解なく行える(注意: 保存や次年度の使い回しは不可)

### 【条件】

1. 営利を目的としない教育機関であること
2. 授業等を担当する教員等やその授業を受ける学習者自身がコピーすること(助手など指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能)
3. 必要な限度内の部数で、かつ授業のなかでそのコピーを使用すること
4. ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものではないこと

- ✓ ボランティア団体が弱視の子供の親や教員から頼まれて授業資料の拡大写本を制作する場合、第35条1項の適用を主張できる可能性はある
- ✓ 授業で使用しない教材類には適用がない

## 利用制限の回避 「拡大教科書の製作」

著作権法第33条の2の「拡大教科書ための複製」に該当する利用は、著作権者の了解なく行える

### 【条件】

1. 教科書目録に掲載された教科書であること
2. 視覚障害・学習障害等で通常の教科書の使用が困難な児童・生徒の学習の用に供すること
3. 著作物の全部又は相当部分を複製すること
4. あらかじめ発行者に通知すること(注: 了解を得る必要はない)
5. 営利目的で販売するときは発行者に補償金を支払うこと

- ✓ ボランティア団体が弱視の子供の親から頼まれて拡大教科書を制作する場合はこれに該当する(発行者への通知は必要)
- ✓ 教科書目録に掲載された教科書以外の出版物等には適用がない

## 適用施設の指定による利用制限の回避

ボランティア団体が文化庁長官から著作権法第37条第3項適用施設に指定されれば、複製・音声化・ネット配信等の利用を、著作権者の了解なく行える

### 【条件】

1. 視覚障害者に情報提供する活動を行う団体で、かつ視覚障害者のための複製又はネット配信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するとして文化庁長官が指定すること
2. 著作権者や発行者が同様の利用を公共に提供していないこと

✓ 文化庁著作権課に確認したところ、「現時点の解釈・運用では、拡大写本の製作には適用しない、相談には応じるが文化庁長官の指定は事実上無理と考えて欲しい」とのこと。

(理由) 点訳や音訳・デイジーなど一般的には利用できない特殊な方式であって権利者の利益を害さない利用のみを認めるのが指導方針

## 【補足】拡大写本が抱える難しさ

---

他の支援活動は、「権利者の利益を害さない」という印象を与えるので、著作権者や発行者の了解を得やすく受容性が広い

- ✓ 点字化(著作権法37条)
- ✓ 音声化(著作権法37条)
- ✓ 読み聞かせ会(著作権法38条、原文朗読かつ非営利)
- ✓ 絵本の文章に翻訳シールを貼って途上国に送る

一方、拡大写本は、創作者(著作権者)の琴線に触れる要素が多い

- ① オリジナルと「別物」には見えない → 作家の努力へのただ乗り?
- ② 創作者の美的感覚に一致しない → 作品を価値を傷付ける
- ③ 目的外に流用される危険がある → 経済的なダメージも心配

## 利用許諾の交渉相手

---

著作権者の了解なく利用できる例外事由(10～14頁)に該当しない場合は、オリジナル本に基づいて拡大写本を製作することについて権利者から利用許諾を受ける必要がある

最初に誰に連絡をとればよいか？

(1) 著作権者(作家・著者・画家)が特定できる作品で、かつ連絡先もわかる場合は、本人に直接連絡をとって利用の許諾をお願いする

\* この場合でも、ボランティア団体から発行者の耳に入れておく配慮が望ましい

(2) 上記以外の場合は、奥付に記載されている発行者に連絡をとって、著作権者(作家・著者・画家)の「橋渡し役」をお願いする。それ以後は、著作権者に直接コンタクトする。もし、利用許諾の取得まで発行者が代行してくれたら大感謝！

\* この場合の発行者は、自社の資産である「版面」の同一性もなくなることを承知で協力してくださる点を理解することが大切

## 利用許諾の障害 ～相手側の心理～

---

### 1. 著作権者の気持

- (1) そもそも自分の作品が加工されることを許容できない
- (2) 依頼者の素性がわからない
- (3) どうして拡大コピーではダメなのかわからない
- (4) 作品がどのように変形されるのかわからない
- (5) 作品の販売機会の喪失にならないか不安が残る
- (6) 一度OKを出したら以後好き勝手にされないか不安が残る

### 2. 発行者の気持

- (1) 依頼者の素性がわからない
- (2) 手間と時間がかかる(件数が増えると対応できない)
- (3) 作家・著者・画家との関係を悪化させたくない

## お願いの上手な進め方

---

1. 広報活動(講演、手紙、Webサイト)で拡大写本活動を理解してもらう
  - (1) 弱視とは ~単純な拡大コピーではダメなわけ~
  - (2) 拡大写本製作とは ~同一性をどの程度損なうかを正直に~
  - (3) ボランティア団体とは ~活動歴、組織、連絡先~
2. 著作権者・発行者とのやり取り
  - (1) 駄目と言われても仕方ないという姿勢で丁寧にお願いする
  - (2) まず電話し、検討するといわれたら文書かWebサイトで申し込む
  - (3) 団体のプロフィール、児童・生徒の症状、依頼の経緯等を説明する
  - (4) なにをどのように加工したいかがわかるサンプルをつける
  - (5) 特定の利用者の製作であり、他に流用させない点を明記する
  - (6) 必要ならば依頼者(親御様)からも連絡してもらう
  - (7) トラブル防止のために、できるだけ書面で許諾通知を受ける

\* 申し込み時に、承諾書式、返信封筒、切手の同封を忘れない

## 講師からの提言

---

### 1. 他人の著作権を尊重する

- \* 自分が芸術家だと仮定して、勝手に作品を利用・加工されたらどんな気持ちか、という相手本位の観点で考えましょう

### 2. 拡大写本の社会的意義を広く社会に訴える

- \* PCやデジタルコンテンツを使えない低年齢者の興味や能力を育むことの重要性や、弱視の子供へのサポートが不十分な日本社会の現状を理解してもらいましょう。

### 3. 高い目標に挑戦する

- \* ボランティア自身が夢を持つために、創作者(著作権者)の理解と協力の下、発行者とボランティア団体とが手を組んだ「拡大写本の貸出ライブラリー運動」などにも挑戦してみましょう